

設計等業務委託の成績評価対象範囲の拡大について

背景

○公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない

平成17年4月1日施行：「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）

○調査、設計の履行を確保するため、業務の履行過程及び業務の成果を的確に評価し、成績評価を行うよう努めるものとする

平成17年8月26日閣議決定：「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に実施するための基本的な方針について」

項目	現状	拡大内容
評価範囲	財政局契約課において契約する案件で、 契約金額が100万円を超える 実施設計・地質調査・測量業務委託	市長事務部局において契約する案件で、 契約金額が100万円を超える 基本設計等業務委託
導入時期	平成24年4月1日	平成25年4月1日
評価方式	国土交通省方式	同左
評価結果の取扱い	契約の相手方に通知し、公表する	同左
評価結果の活用	平成27年度に、優良業者表彰や 不適格業者を排除する制度の導入を 目指す	同左
評価による効果	<ul style="list-style-type: none">・客観的な評価を実施することにより、委託成果品の品質が向上する・委託成果品の品質向上により、工事の品質向上にもつながる・企業の技術力向上につながる	